

株式会社NexTone  
管理委託契約約款 新旧対照表

(新)	(旧)	備考
表紙 管理委託契約約款 <u>2026年1月15日届出</u>	表紙 管理委託契約約款 <u>2024年1月15日届出</u>	変更
株式会社 NexTone  <b>第13条 (管理委託契約の解除等)</b> 1. NexTone および委託者は、相手方において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。 (1) 委託者が委託著作物にかかる権利の全部を失ったとき (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき (3) 第三者から仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合 (5) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき (6) 解散または他の会社と合併したとき (7) その他、管理委託契約を継続することが不可能または著しく困難な事情が生じたとき 2. NexTone は、NexTone が第12条の規定を適用し、委託著作物にかかる権利の管理を停止した場合で、NexTone が書面にて管理停止事由の是正を求めたにもかかわらず、当該書面による通知後2週間以内に委託者がその是正を行わない場合は、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。ただし、本項に基づく解除は、NexToneによる当該委託者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。 3. 連続した4以上の分配期(第10条第2項に定める分配期をいいます。)において、NexTone から委託者に対する使用料等の分配額が3,000円(税別)に満たない場合、NexTone は委託者に対して通知を行うことにより、通知到達後最初に到来する、別途4. 本条または第15条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、NexToneは、当該解除前になされた利用許諾について、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。 4. 本条または第15条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、NexToneは、当該解除前になされた利用許諾について、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。  株式会社 NexTone	<b>第13条 (管理委託契約の解除等)</b> 1. NexTone および委託者は、相手方において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。 (1) 委託者が委託著作物にかかる権利の全部を失ったとき (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき (3) 第三者から仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合 (5) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき (6) 解散または他の会社と合併したとき (7) その他、管理委託契約を継続することが不可能または著しく困難な事情が生じたとき 2. NexTone は、NexTone が第11条の規定を適用し、委託著作物にかかる権利の管理を停止した場合で、NexTone が書面にて管理停止事由の是正を求めたにもかかわらず、当該書面による通知後2週間以内に委託者がその是正を行わない場合は、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。ただし、本項に基づく解除は、NexToneによる当該委託者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。 3. 連続した4以上の分配期(第10条第2項に定める分配期をいいます。)において、NexTone から委託者に対する使用料等の分配額が3,000円(税別)に満たない場合、NexTone は委託者に対して通知を行うことにより、通知到達後最初に到来する、別途4. 本条または第15条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、NexToneは、当該解除前になされた利用許諾について、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。 4. 本条または第15条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、NexToneは、当該解除前になされた利用許諾について、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。	追加・変更 (変更理由) 適切な内容に訂正する為

<p><b>第15条(反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. 委託者は、自らまたは自らの役員もしくは従業員が、現在次の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <b>(6) 暴力団組員でなくなつた時から5年を経過しない者</b> <b>(7) その他前各号に準ずる者</b></p> <p>2. 委託者は、自らが現在次の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用していること (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること (5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>3. 委託者は、自らまたは第三者をして、次の各号の行為を行わないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>4. 委託者が本条第1項から第3項のいずれかに違反した場合、NexToneは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに管理委託契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p><b>第15条(反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. 委託者は、自らまたは自らの役員もしくは従業員が、現在次の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <b>(6) その他前各号に準ずる者</b></p> <p>2. 委託者は、自らが現在次の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用していること (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること (5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>3. 委託者は、自らまたは第三者をして、次の各号の行為を行わないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>4. 委託者が本条第1項から第3項のいずれかに違反した場合、NexToneは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに管理委託契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>追加・変更 (追加理由) 委託者が反社会的勢力と密接な関係性を有しないことを誓約いただく為</p>
<p>附則 本約款は、<b>2026年2月1日</b>より改訂します。</p> <p>以上</p>	<p>附則 本約款は、<b>2024年2月1日</b>より改訂します。</p> <p>以上</p>	<p>変更</p>